

中小規模事業所におけるうつ病の認識について

石井英子*・松永千澄**

Recognition of Depression in Analyzing Small Business

Hideko ISHII and Thizumi MATSUNAGA

要 旨

1. 研究目的：職場におけるうつ病患者は年々増加傾向にある。小規模の事業場のうつ対策の現状を把握するために調査を実施した。
2. 研究方法：研究対象は愛知県K市・O市の事業所でそれぞれの市の商工会議所に所属している中小規模700事業所(従業員50人以下の中小事業所)とした。調査期間は、2008年8月18日(月)～8月29日(金)。調査方法は、郵送にて調査依頼し、記述方式にて回収した。倫理的配慮は、事業場所長に研究の倫理同意書を記入してもらい、得られたデータは不利益のないことを明記し協力をえられたもののみとした。
3. 結果および考察：311か所の結果では、業種別は、製造業が最も多く、建設業、サービス業、小売業、卸売業であった。事業場におけるうつ病の考え方では、「誰でもなる可能性がある」72.0%、「うつ病の症状で眠れなくなることがある」65.9%の認識があった。うつ対策では、「職場の仕事量、人間関係を改善すれば続けられる」86.2%が多かった。今回の調査結果から中小規模事業所の衛生管理上は不十分であり、公的な相談機関の充実を図る必要がある。

キーワード：うつ病、小規模事業所、心の悩みの相談機関

1. はじめに

現代社会において、日本のサラリーマンの約58%は「仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスがある」、「勤務問題」が原因の一つとして自殺した人は年間約2500

* 看護学部 看護学科

** 元春日井保健所

人となっている¹⁾。現状では、うつ病にかかっている人の1/4程度が医師を受診しているが、残りの3/4は、病状で悩んでいても病気であると気づかなかつたり、医療機関を受診しづらかつたりして、医療を受けていないのが実情である²⁾。

平成16年、厚生労働省地域におけるうつ対策検討会から都道府県・市町村職員のために「うつ対策推進方策マニュアル」がだされ³⁾、住民や小規模事業場に対しての相談、普及教育など実施してきているものの、事業場におけるうつなどの精神疾患による休職者数の増加が大きな問題となっている⁴⁾。うつ対策推進マニュアル提示後5年を経過している中で、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策研究と保健所との連携などの報告を検索した結果ほとんどなかつた。小規模事業所には産業医の設置基準は必須ではなく、事業場でうつ病患者などの相談にも積極的な対応ができにくい状況にある。

そこで、地域の精神保健相談窓口でもある保健所が中小規模の事業所における心の健康対策を推進するために、小規模事業場のうつ対策の現状を把握するために調査を行った。

2. 研究方法

- 1) 研究対象は愛知県K市・O市の事業所でそれぞれの市の商工会議所に所属している中小規模700事業所（従業員50人以下の中小事業所）とした。
- 2) 調査期間は、2008年8月18日(月)～8月29日(金)
- 3) 調査方法は、商工会議所から提供を受けた100人未満の事業所の人事担当者に対して、無作為抽出した700か所に郵送にて調査依頼を行い、郵送にて回答をもらった。
調査内容：①業種別、②「あなたが考えるうつ病について」、③「心の悩みの相談機関で知っていることについて」である。
- 4) 分析方法は、統計ソフトSPSS17.0 for Windowsを用い記述統計を行った。
- 5) 倫理的配慮は、K市商工会議所理事会、K保健所における倫理審査の決済を受ける。また調査時点で商工会議所に登録された事業場所長に研究の倫理同意書を記入してもらい、得られたデータは不利益のないことを明記し協力をえられたもののみとした。

3. 結果

321か所から回答を得（回収率45.9%）、有効回答は311か所であった。

業種別では、製造業（40.2%）が最も多く、建設業（17.0%）、サービス業（12.9%）、小売業（8.4%）、卸売業（7.4%）の順になっていた。（図1）

衛生管理者の立場として考えるうつ病についてどんな考え方を持っているかでは、「誰でもなる可能性がある」72.0%、「うつ病の症状で眠れなくなることがある」65.9%、「早めを受診すれば早く治る」48.0%、「うつ病の症状で食欲が低下することがある」42.0%、「責任感がある人がなる」41.7%の順であった。「一生のうちにうつ病になる頻度は約15人に1人ぐらい」15.9%、「一生のうちうつ病になるのは100人に1人ぐらい」7.6%で少なかった。（表1）

人事管理上のうつ病に対する考え方では、「職場の仕事量、人間関係を改善すれば続けられる」86.2%で最も多く、「職場に合わないのだから転職（退職）した方が良い」

中小規模事業所におけるうつ病の認識について

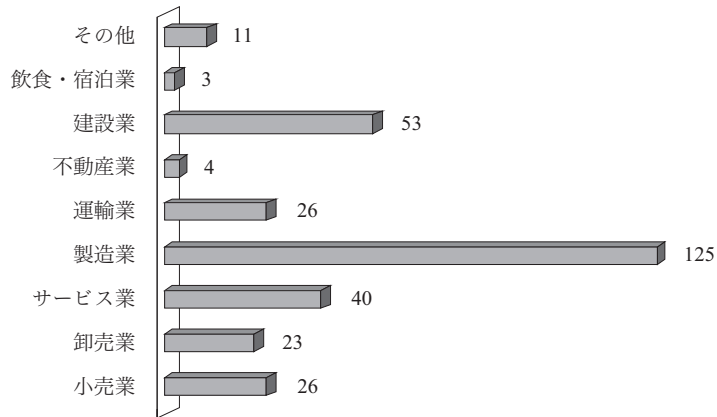


図1 業種別有効回答数

表1 衛生管理者の立場として考えるうつ病について

n=311人 (%)

うつ病に対する認識	精神的に弱い人になる	25.7
	責任感がある人になる	41.7
	誰でもなる可能性がある	72.0
	一生のうちにうつ病になる頻度は約15人に1人ぐらい	15.9
	一生のうちうつ病になるのは100人に1人ぐらい	7.6
	うつ病の症状は精神症状なので体の不調は現れにくい	13.0
	うつ病の症状で眠れなくなることがある	65.9
	うつ病の症状で食欲が低下することがある	42.0
	一度うつ病になると回復は難しい	22.6
	早めに受診すれば早く治る	48.0
	精神科も内科と同じように受診できる	32.8
	精神科は受診しにくい	27.3
	人事管理	職場に合わないのだから転職(退職)した方が良い
職場の仕事量, 人間関係を改善すれば続けられる		86.2
仕事が忙しいからもう少し頑張って欲しい		0.3
うつ病の人が頑張れるようにみんなで励ますことが大切		9.8

10.5%、「うつ病の人が頑張れるようにみんなで励ますことが大切」9.8%で1割程度であった。

事業所における過去3年間に、うつ病になった従業員を把握している管理者は57人(18.0%)、把握していない管理者は254人(82.0%)であった。(図2)

心の悩みの相談機関で知っていることについては、中小規模事業所の衛生管理者の心の悩み相談機関の認知状況は、いのちの電話24.2%、市の保健センター21.7%、保健所17.5%であった。(図3)

■ 把握している □ 把握していない

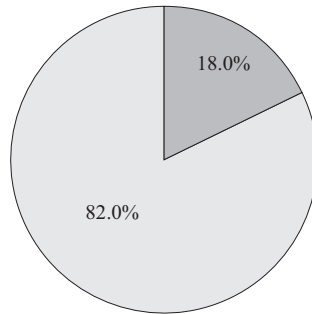


図2 過去3年間のうつ病発生の把握状況

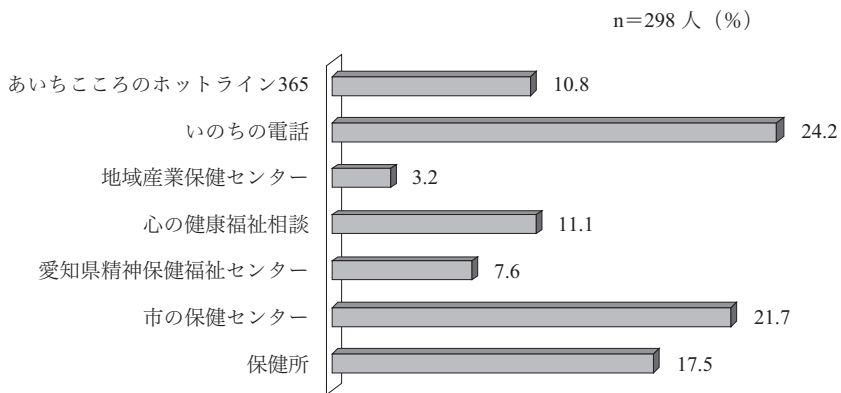


図3 心の悩み相談機関

4. 考 察

平成16年1月に厚生労働省から公表された「うつ対策推進方策マニュアル」によれば、うつ病に罹患しても多くの人は適切な医療受診に繋がっていないことが明らかにされている⁵⁾。このうつ病の原因・動機は、「健康問題」が1万5,867人と最も多く、次いで「経済・生活問題」8,377人、「家庭問題」4,117人、「勤務問題」2,528人となっている⁶⁾。勤務問題が全体の1割弱を占めていることを考えると、職場の衛生管理はとても重要になってくる。石井の報告⁷⁾によると、50人未満の小規模事業所の健康管理は健診の実績づくりにとどまる程度であり、個別の健康状態を把握し、勤務問題までも踏み込んだ衛生指導まで至っていないという報告がある。厚生労働省は自殺予防対策の一貫としてうつ対応マニュアルづくりを平成16年度から順次報告されている。地域のうつ病予防には、都道府県地域保健福祉従事者用や産業保健向けには労働福祉健康機構からの対応マニュアルが出されている。今回の調査対象は小規模事業所の衛生管理者であったが、うつ病に対する認識は12項目中、「だれでもかかる」72.0%の認識を持っていた。「うつ病の症状は精神症状なの

中小規模事業所におけるうつ病の認識について

で体の不調は現れにくい」13.0%、「一度うつ病になると回復は難しい」22.6%とうつ病に対する理解が十分でないことが明らかになった。うつ病は、身近な病気で適切な治療を行えば必ず完治するという考え方もある。しかし、うつ病という病気は、誰でもが罹患しやすい頻度はあるものの、「一度うつ病になると回復は難しい」や精神科にはかかりにくいという認識もあり、一度罹患すると治りにくいという一面のある事がうかがえた。平成20年患者調査の概況⁸⁾によると、うつ病患者は年々増加傾向にあり、職場におけるうつ病患者はうつ病や不安障害に起因して就労が継続できず、休職に至る例が多いという報告がある。今回の調査では、人事管理上でいえば、うつ病に対する考え方は、「職場の仕事量、人間関係を改善すれば続けられる」が9割を占め、職場の理解があれば継続できるという考えがあったことは衛生管理上でも評価できると考える。また、衛生管理者として、メンタルなどの相談先は、いのち電話が24.0%と最も多かっただけで、市の保健センターや保健所は1割程度の低いものであった。小規模事業所では、メンタルヘルスカケアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業所では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組むことが望ましい。さらに事業場のある保健所との連携を図れるよう、保健所による教育研修など行いながら、メンタルヘルスの内容充実が必要である。

文 献

- 1) 厚生労働省労働基準局：「職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書」、職場のメンタルヘルスの現状と課題、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000q72m.html>、平成22年9月
- 2) 厚生労働省地域におけるうつ対策検討会：うつ対応マニュアル、保健医療従事者用、平成16年9月
- 3) 厚生労働省地域におけるうつ対策検討会：「うつ対策推進方策マニュアル」都道府県・市町村職員のために、平成16年1月、pp. 3-7
- 4) 労働者健康福祉機構：平成21年度産業保健調査研究報告書、企業内におけるメンタルヘルス等による欠勤者に対する対策、平成22年3月、p. 17
- 5) 厚生労働省ホームページより：うつ病認識度「中年サラリーマンメンタルヘルス自己診断チェックシート」
- 6) 厚生労働省地域におけるうつ対策検討会：「うつ対策推進方策マニュアル」都道府県・市町村職員のために、平成16年1月、p. 15
- 7) 石井英子：「中小規模事業所のうつ病対策の支援要因の検討」『医学と生物学』155(6)、pp. 299-304, 2011-06
- 8) 厚生労働省：「平成20年患者調査の概況」、www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/08/inndx.html